

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 19 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 R07-02510-03161
- (2) 業 務 名 雲仙岳災害記念館及び土石流被災家屋保存公園建築設備等定期点検業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 長崎県内に本店又は支店、営業所等を置く者であること
 - カ 建築設備等の点検に必要な有資格者（一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員のいずれか。）を有していること
 - キ 雲仙岳災害記念館及び土石流被災家屋保存公園建築設備等定期点検業務に上記カの有資格者 1 名以上を従事させることが可能なこと。
 - ク 入札日の前日から過去 5 年間に於いて、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項又は第 4 項に基づく建築設備等の点検等業務の履行実績があること。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和 7 年 12 月 4 日（木）までの間（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 誓約書

イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 法人にあっては、決算報告書のうち、前年分の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」の写し

キ 個人にあっては、確定申告書のうち、前年分の「貸借対照表」、「損益計算書」の写し

ク 有資格者名簿（様式第2号）

ケ 印鑑届（様式第3号）

コ 口座振替申込書（様式第4号）

サ 上記クに係る資格証明書の写し

シ 入札日の前日から過去5年間に於いて、建築基準法第12条第1項及び第3項又は第4項に基づく建築設備等の点検等業務の履行実績があり、その履行を証明するもの

提出書類（イ～オ）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る

一級建築士事務所又は二級建築士事務所登録を行っている者で、工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等について定める告示（昭和53年12月8日長崎県告示第975号）に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、「令和6・7年度調査・設計・測量業務等入札参加資格名簿」（写）の提出をもって、申請書の目次に記載する書類2から3まで及び添付書類1から6までの提出は不要とする

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号（長崎県庁4階）

（名称）長崎県 地域振興部 地域づくり推進課

（電話）095-895-2245

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから落札決定日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに資格審査申請事項変更届（様式第5号）及び変更内容が確認できる書類を提出しなければならない。

商号又は名称

所在地
代表者
使用印鑑
金融機関取引口座
電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。